

札幌市建築基準法施行条例第36条第1項の規定に基づく自動車の出入口に係る認定申請手続きについて

札幌市建築基準法施行条例（以下「市条例」という。）第36条第1項の規定に基づく自動車の出入口の設置位置に係る市長への認定申請に当たっては、下記1～2のとおり、建築物を安全に使用できるように十分な計画の検討を行ったうえで、事前に認定の対象となるか協議をお願いいたします。なお、駐車場法第11条に規定する路外駐車場に該当するものは、認定の対象としておりません。

1 自動車の出入口の位置

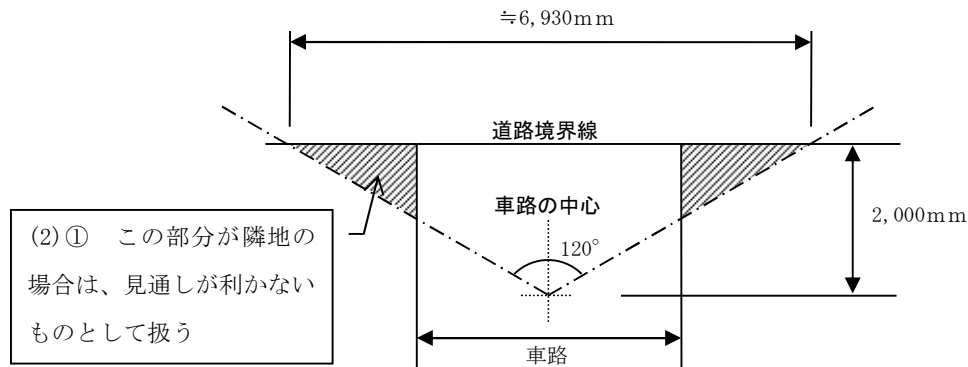
まず、市条例第36条第1項第1号から第4号に該当する道路に面する部分以外の位置に自動車の出入口を設けることができないか十分にご検討ください。検討したうえでもなお、周囲の状況により、当該部分に自動車の出入口を設けなければならない特段の理由がある場合は、歩行者等の安全確保のための措置を講ずる必要があります。

2 安全確保のための措置

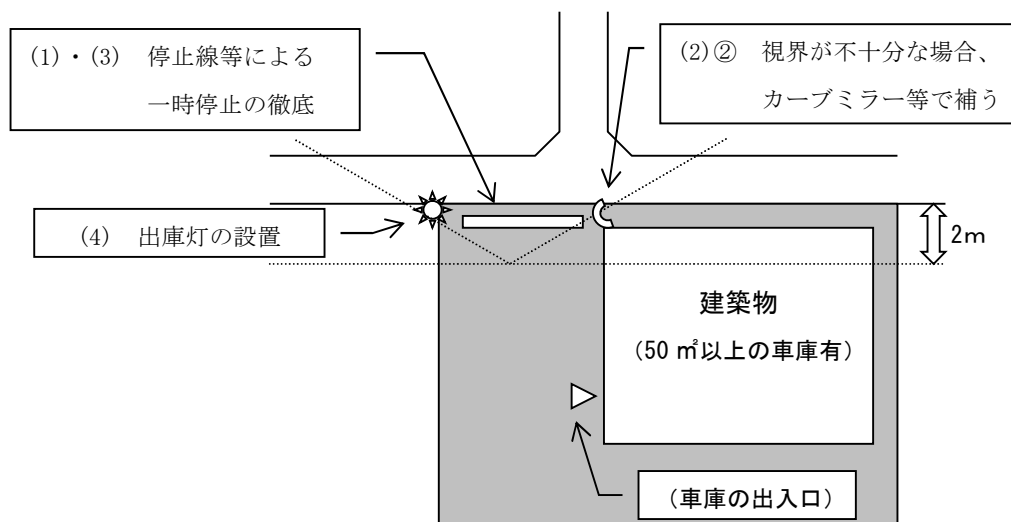
下記（1）から（4）までに示す安全確保のための措置又はこれらに準じる措置を講じてください。

- （1）敷地内自動車の出入口の車路等の接道部分に停止線（白）を設置すること。また、冬期間の対策としてロードヒーティング又は停止標識を設置すること。
- （2）歩行者等の存在を確認できるように、自動車の出入口のある道路境界線から2m後退した車路等の中心線上1.4mの高さにおいて、下記①及び②の安全確保のための措置を講ずること。
 - ① 道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲の見通しが利くようにすること。
 - ② 上記①の範囲の見通しが利かない場合には、死角を補うために確認用のカーブミラーを設置すること。
- （3）自動車が出入りの際には、停止線等にて必ず安全確認するよう、施設利用者等に注意喚起すること。
- （4）下記①又は②に該当する自動車の出入口には、出庫灯を設置すること。
 - ① 利用者が特定の者に限定されない自動車車庫（住宅の駐車場や事務所の従業者専用の自動車車庫など、明らかに特定の者のみが利用するもの以外）で、死角を補うための確認用のカーブミラーを設けているもの。
 - ② 自動車の出入口周囲10m以内の道路上に地下鉄出入口やバス停留所などがあり、人の通行・滞留が予想されるもの。

参考図



参考図1 自動車の出入口付近



参考図2 安全確保措置参考図

3 駐車場法・大規模小売店舗立地法に係る建築物について

下記に該当する場合には、事前に関係部局と協議を行ってください。

- (1) 駐車場法に基づく届出が必要となる場合：まちづくり政策局交通計画課（本庁舎5階）
- (2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要となる場合：経済観光局商業・経営支援課（本庁舎15階）

4 申請に必要な図書（正・副2部）

(1) 認定申請書（様式9）

下記のホームページからダウンロードしてください。

札幌市ホーム > 観光・産業・ビジネス > 建築・測量・道路 > 建築物・建築確認 >
建築確認・検査・許可・認定 > 許可・認定

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/kyokanintei/kyokanintei.html>

(2) 委任状

(3) 安全計画書（別紙の記載例参照）

歩行者等の安全確保のための措置の方法について記載した計画書を提出してください。

(4) 設計図書（附近見取図・配置図・各階平面図・床面積求積図（自動車車庫等の床面積）・ 立面図・断面図等）

安全計画書に記載した安全確保のための措置、自動車の出入口周辺 10mの施設名、地下鉄出入口及びバス停留所等の位置等を明示してください。

(5) 道路台帳（写）

該当する道路・交差点の位置がわかるものを添付してください。

安 全 計 画 書 （記載例）

（あて先）
札幌市長

申請者 住所
氏名

工事 に伴い設置する自動車の出入口について、下記に示す安全確保のための措置を実施しますので、札幌市建築基準法施行条例第 36 条第 1 項ただし書の規定により認定していただけますようお願いいたします。

記

- 敷地内自動車出入口の車路等の接道部分に停止線（白）を設置します。また、冬期間の対策としてロードヒーティング又は停止標識を設置します。
- 自動車が出入りする際に、自動車の出入口付近を通行する歩行者等の存在を確認できるように、自動車の出入口のある道路境界線から 2m 後退した車路等の中心線上 1.4m の高さにおいて、下記の安全確保のための措置を講じます。
 - 道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲の見通しが利くようにします。
 - 見通しが利くよう確認用カーブミラーを設置します。（ミラーを設置する場合に記載）
- 自動車が出入りする際には、停止線等にて必ず安全確認するよう、施設利用者等に注意喚起します。
- 歩行者等へ注意を喚起するために、出庫灯を設置します。（出庫灯を設置する場合に記載）
- 大規模小売店舗立地法に関する事前協議済みです。（該当する場合に記載）

※ 安全措置の詳細は設計図書を参照。

計画内容に合致するように
記載してください。